

○三ッ林委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 三十五分間、質問をさせていただきます。

昨年の秋以降、統一教会、エホバの証人などの宗教的虐待と疑われるそういう事案について、私、この国会で取り上げてまいりました。今日も、エホバの証人の輸血拒否の問題、そういう問題などを中心に議論をしたいんですけれども。

冒頭に申し上げますが、私も仏教の高校を卒業しまして、その仏教の高校で社会の雑巾になって社会をきれいにしなさいという仏教教育を受けて、政治を志しまして、宗教というものは人間にとってとても大切な重要なものだというふうに思っております。ですから、別に宗教批判をこの場でやる気は全くありませんし、また、それを信じておられる信者の方々お一人お一人を非難する気も全くありません。信者の方お一人お一人は非常に誠実な方ばかりであると思います。

しかし、今からお話するように、残念ながらその教義によって失われる命があるとすれば、やはりそれは、残念ながら、信教の自由に触れない範囲で国会で議論をし、また政府にも動いていただく必要があるのではないかと思います。

言うまでもなく、昨年の秋以降、統一教会やエホバの証人の二世や被害者と言われる方々が、何とかして助けてほしい、自分自身の人生はもうめっちゃくちゃにされてしまったけれども、せめて今の子供たちが宗教的虐待と言われるものから救われるためにということで声を上げておられますが、残念ながら、そういう被害の声を上げている方々に対しても激しい誹謗中傷が行われて、本当に、そういう方々は命懸け、自分を犠牲にしても、宗教二世と言われる今の子供たちが幸せになるようにと、そういうふうに声を上げておられるわけであります。

そういう中で、私は加藤大臣に冒頭感謝を申し上げたいのは、昨年の十二月、加藤大臣が中心になって、当時の羽野児童虐待防止対策室長などを中心に、医療ネグレクト、輸血をさせないのは医療ネグレクト、虐待である、あるいは、むち打ちは虐待である、そういうふうなQアンドAを、ガイドラインを発表してくださったことは私は画期的なことだと思います。やはり、宗教的なことというのはなかなかデリケートで、私たちも触れにくい、触れたくないんですけれども、やはり子供の命を救うということは何事にも私は優先すると思います。

そこで、先日、この連休中、二十九日にテレビ朝日で、「テレメンタリー二〇二三」という番組がございました。「輸血拒否 誰がために エホバの子 信仰か虐待か」ということであります。非常につらい番組でございましたけれども、ここに書いてありますように、配付資料一ページ。

子供のために輸血を拒否しなければなりません。取材班が独自に入手した内部文書に記された言葉。キリスト教系宗教団体エホバの証人は、聖書の記述を厳格に守ることを教義とする。親の輸血拒否により、望む手術を受けられなかった少年、また、十七歳の妹を輸血拒否で失った男性、そういう方々のインタビューが報道されておりました。

本当に私も見てつらかったんですけれども、例えばこの男性の方は、当時十七歳であった妹さんが、やはりエホバの証人の教え、教義と合わなかったとか様々な悩みを抱えておられて、非常に病んでおられたと。それで、残念ながら、団地の四階から飛び降りて自殺を図られたけれども、お亡くなりにはすぐにはならなくて、瀕死の重傷であった、ところが、親は、瀕死の重傷の娘さんが病院に運ばれたら、輸血はしないでくださいと言って輸血をさせないようにして、数時間後にその娘さんは亡くなってしまわれた、こういうふうなことも報道をされておられました。

本当にには信じ難いような話なんですけれども、残念ながら、今、これは現実に日本社会で起こっていることであります。

さらに、もう一つ、配付資料で毎日新聞の特集記事がございまして、配付資料の七ページを見ていただけますでしょうか。今回、毎日新聞取材班が五十五の小児科の病院に調査をいたしました。その中で、ここにも書いてございますが、赤線を引かせてもらいました。ある病院では、重篤な疾患だったので、患者のお子さんは逝去された、亡くなられた。子供は基本的に親の影響が強く、本人の意思が分からず、小児科医はじくじたる思いだったと

ということで、輸血拒否などのことによってお亡くなりになったお子さんがおられるということを答えておられる病院もあります。

実際、このアンケート調査によりますと、五十五の病院のうち、親の同意が得られなくても命の危険がある場合は輸血や治療をしますかという問いに対しては、三十一病院がすると言ったわけですが、残り二十四、約四割の病院は、どちらとも言えないか未回答だったんですね。

私も、この間、統一教会の被害者の方々約三十人、そしてエホバの証人の二世あるいは三世の方々十数人と直接お目にかかってお話を聞いておりましたけれども、やはりエホバの証人の二世、三世の方々がおっしゃっているのが、山井さん、自分たちあるいは自分たちよりも小さな子供たちは、今日ダンプにひかれて大量出血して死にそうになっても、輸血を受けられず、死ぬ可能性があるんですと。今の調査でも分かりますように、四割の病院は、親が反対したら輸血しないかもしれないと答えているわけですからね。

だから、これはもちろん虐待は虐待に違いないんですけども、エホバの証人の二世、三世の方々の悲鳴は、生きさせてくださいということなんです。救える医療、輸血をすれば命は救われるかもしれないのに、生きさせてくださいと。それは瀕死の重傷のお子さんが言葉をそう発せられないし、親は残念ながら教義を信じて輸血をするなど言うわけですね。だから、お医者さんも困っておられるわけです。

こういう厳しい状況の中で、まずこども家庭庁にお伺いしたいんですけども、輸血拒否、医療拒否によって亡くなっている子供が実際にいるということに対するこども家庭庁の見解と、こういうふうな必要な医療が受けられないことは、医療ネグレクト、児童虐待ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○野村政府参考人 お答え申し上げます。

医師が必要と判断した輸血などの医療行為を受けさせないということ、これにつきましては、ネグレクトに該当いたします。いわゆる医療ネグレクトでございます。すなわち、児童虐待に該当するものでございます。そうした児童虐待によりまして子供の命が失われるようなこと、あるいはその安全に危険が及ぶようなこと、こういったことがないような社会をつくっていかねばならない、さように考えてございます。

政府としては、こうした事態を防ぐ観点から、先ほど委員からも御指摘ございましたけれども、昨年末にQアンドAをお示しをして、医療ネグレクトを含めたネグレクトに該当する類型をいろいろお示しする中で、この輸血の拒否などについては医療ネグレクトに該当する旨明記をするといったことであるとか、あるいは、三月末には、輸血拒否事案への児童相談所の対応に関する通知の周知などを行ったところでございます。

○山井委員 こども家庭庁も頑張ってくださいとは理解はするものの、残念ながら、この毎日新聞のアンケートでありますように、小児科の約四割の病院は、今のようなこども家庭庁あるいは加藤大臣の出してくださった宗教的虐待QアンドAにもかかわらず、四割の病院は輸血できないかもしれない。言葉は悪いけれども、見殺しに結果的になってしまうかもしれない。この現実を変えてほしい。子供たちがどんな家庭に生まれても、大げが、重傷のときに生きさせてほしいというのは、当然の心の叫びだと思います。

そこで次に、輸血拒否、事故の愛児を失うという、一九八五年の大ちゃん事件と言われることについて議論をさせていただきたいと思います。これも配付資料に入れさせていただいております。今日の配付資料の八ページです。

これは痛ましい事故で、一九八五年六月、小学校五年生の大ちゃんがダンプカーにひかれてしまった。それで、大量出血して死にかかっているという状態だったわけですね。しかし、輸血が受けられず亡くなってしまった。これは今から三十八年前の話であります。

そして、このときについても非常に私は問題だと思いますのは、ここの配付資料にもございますように、お医者さんが、このままでは亡くなるということで、大ちゃんに対してお話をしたわけですね。両親が輸血を拒んだわけですから、最後の手段として、医師がまだ意識のあった大ちゃんに、大ちゃん、生きていだろう、輸血してもらえようお父さんに言いなさいと呼びかけたわけですね。これに応えた大ちゃんは、死にたくない、生きていと誠さんに訴えたが、誠さん、お父さんは、聖書にある言葉を信じているので輸血には応じていられないと拒み通した。このため、輸血せずに処置、大君は大量の出血のため死んだ。これが三十八年前の話であるわけですね。

しかし、残念ながら、三十八年前こういうことがあったにもかかわらず、まだ今の状態は続いているわけであります。

これについて先日も加藤厚労大臣に質問をしましたが、今日の配付資料十四ページにありますように、赤線を引かせていただきましたが、児童相談所に相談して親権を停止して輸血をできるようにするというやり方もありますけれども、やはり二世、三世、エホバの方々からすると、緊急事態は間に合わないじゃないかということで、そこで、加藤大臣にお伺いしたいんです。

前回のときは、医療上の必要性をよく御判断して、最適な御判断をしていただければという答弁をいただいたんですけれども、これも前向きな答弁だと思いますが、もう一步踏み込んで、結局、改めて確認したいんですけれども、緊急事態で輸血が必要で児童相談所に相談する時間的余裕がない場合は、親が反対しても輸血や医療行為を医師がしてもよいのか、このことについて、加藤大臣、答弁をお願いします。

○加藤国務大臣 個別具体的な事案、また法令上の違反の有無、これは一概に答えるのはなかなか難しいところではありますけれども、仮に、緊急時に救命のために親の同意を得ずに子供への輸血を行った場合に、これは民事上、刑事上どう整理されるかというのは、ちょっとまた所管の方に確認をしていただかなきゃなりません、私どもの関連する医療法とか薬機法等の衛生法規、これに違反するものではまずないと認識をしているところがあります。

その上で、御指摘の、宗教の信仰などを背景とする医療ネグレクトが疑われる事案については、先日の委員とのやり取りの後、三月三十一日付で、厚労省の当時の子ども家庭局から、児相を設置する自治体に通知を發出して、そうした場合に迅速にかつ適切に対応するべく周知徹底を図ったところであります。

具体的には、特に輸血については、大量出血に伴って生命に危険が生じる場合に行われることが想定されることは明らかであり、こうした処置が児童に対して適時実施されないことは重大な児童虐待事案に該当し得るものであることを踏まえ、児童の生命身体确保安全のために緊急の必要があると認める場合などには、一刻を争う状況であることを十分に認識をし、児童の生命身体确保安全を最優先に、児童相談所長は可及的速やかに一時保護をした上で医療行為への同意等の対応をすること、また、ガイドラインなども踏まえ、医療機関との連携体制を強化するなど、医療ネグレクト事案への対応について確認をし、事案発生時において医療機関との円滑かつ迅速な連絡調整により、児童の生命身体确保安全を確保する対応を徹底することという、こうした中身の通知を發出し、依頼を行ったところでございます。

今後とも、こうした対応が迅速に行っていけるよう、こども家庭庁とも連携しながら、厚労省としてもしっかり対応していきたいと考えております。

○山井委員 やはり、現場の医師の方々、病院の方々、加藤大臣そして厚労省の姿勢を見守っていると思うんですね。やってもやらなくてもどっちでもいいんだったら、訴訟されたくないから輸血しないでおこうというふうになりかねないかもしれませんが、是非前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それに関連して、これについては二〇〇八年、今から十五年前に、十三ページにあります、宗教的輸血拒否に関するガイドラインというのが出ていますね。これを出されたのは、宗教的輸血拒否に関する合同委員会でございます、ここに並んでおります。厚生労働省ではありません。

しかし、これから今もう十五年がたちました。このガイドラインは緊急時に対して十分に書かれていないということと、もう一つは、児童といえども、十五歳以上だったら、本人が輸血を拒否したら輸血しなくていいじゃないか、そういう趣旨のことになっているんです。

しかし、これでも問題だと思いますのは、毎日新聞の記事が、配付資料に入れさせていただきますが、実際、ある女性の方、遥さんという方ですね、配付資料が十一ページにあります、この方も、重篤な病気で輸血を伴う手術が必要であると言われたけれども、十五歳のときに、どうしますかと言われたら、結局、親がエホバの証人で、駄目だと言っているんだから、当時十五歳だった遥さんは、十一ページ、ここにありますが、輸血してくれと言えないわけですよ、親の意に反して。

もっと言えば、このエホバの証人というのは、残念ながら、こういう、教義を破ったら、忌避といって、親から縁切りになって、一生、口を利いてもらえないということになりかねない。そうしたら、未成年の場合は下手した

ら生きていけなくなりますよね、はっきり言いまして。忌避という縁切りという排斥という、そういう教義すらあるわけだから、十五歳の当時の遙さんが輸血を受けたいと言った瞬間に、一步間違うと親から縁切りにされちゃうかもしれない。

だから、そういう意味では、やはりこういう状況もあるから、十五歳以上十八歳未満であっても、十五歳以下と同様に、やはりこれは、基本的には、本人が輸血をすると言っても、それは本当の自己決定ではないということ、エホバの証人の二世、三世の方々はおっしゃっています。選択の自由はないんだと。

だから、そういう意味では、こういうことについても、医療従事者じゃない私が言うのも僭越かもしれませんが、これは別に山井の意見じゃなくて、多くのエホバの被害者の方々が、今の子供たちを生きさせてほしいと願ってられるんです。

そういう意味で、このガイドラインからもう十五年もたちましたので、加藤厚労大臣にお願いしたいのは、今言った緊急事態でも輸血がしてもらえるように、また、十五歳以上であっても十五歳未満と同様の扱いになってもらえるように、ちょっと本当、僭越ではありますけれども、このガイドラインの見直し。子供が生きたいと願っている、残念ながら、このガイドラインから十五年たっても、多くの病院が輸血をできない可能性があって、亡くなっている子供がいるという現実の中で、十五年たっているわけですから、一度、合同委員会や関係学会の方々と厚生労働省、こども家庭庁が相談をさせていただいて、見直しの議論をしていただけないでしょうか。

かつ、これも誠に僭越なんですけれども、これは命が懸かっている問題で、あしたにも、来週にも大きな事故でまた大ちゃんのような子が亡くなる危険性があるし、私は、多くの医療従事者の方からも、山井さん、何とかしてくれ、医療現場も困っているんだというふうな悲鳴も上がっておりますので、そのような相談をさせていただいた上で、一か月後をめどに相談の結果を御報告いただきたいが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 まず、先ほど申し上げた通知は三月の三十一日に出したところでございますので、まずこうしたことの徹底を図らせていただきたいと思えます。

それから、医療ネグレクト、特に子供に関する医療ネグレクト全体、これはちょっと残念ながら、主管が今こども家庭庁に移っておりますので、よくこども家庭庁とも連携を取りながら、どういう対応があるのか議論をさせていただきたいと思えますけれども。ちょっと今の段階で、私が主管であればともかく、そうではございませんので、いつまでにどうのこうのということは申し上げられませんが、委員御指摘の問題意識、それは共有させていただきたいと思えます。

○山井委員 そこは是非連携して、やはりこのガイドラインの見直しというものは検討していただきたいと思えます、失われている命が残念ながらあるわけですから。

このことに関連して、当時は加藤厚労大臣がやってくくださったわけですが、つまり、こども家庭庁さんが、三月末に当時の厚労省児童虐待防止対策室の担当者が、エホバの証人の担当者に面会をされました。その中で、今日の配付資料の十六ページにありますように、要は、厚労省は、エホバの証人の担当者に面会して、信者の子として生まれた未成年の宗教二世に輸血などの治療をさせないことはネグレクトに当たると説明した上で、信者に対して指針などを周知するように求めた。かつ、児童虐待の疑いがあると指摘されて、教団がむち打ちや輸血拒否、忌避、縁切りするということを容認していないと信者に周知してほしいということを要望されました。三月末、加藤厚労大臣の責任でやっていただいたことです。

それから一か月以上たっておりますけれども、これに対して教団側は、法人として保護者による児童虐待を容認しておらず、輸血も家族の意見が尊重されると。でも、テレビ朝日の報道では、実際には輸血はしたら駄目よということを今でも教団は信者に言っているということが報道されておりました。そういう意味で、二世らが指摘する信者による子供へのむち打ちなども否定、指針の周知については検討させてほしいとエホバの証人は回答した、検討させてほしいと。これは非常に重要です。エホバの証人が、もう輸血はしていいですよということを言えば、この問題の多くは解決するわけです。

ついては、これから一か月以上たっておりますけれども、これについて、こども家庭庁、回答はありましたでしょうか。あるいは、もしないのであれば、永遠に回答なしでも済むのか。催促して回答してもらいたいと思えますが、いかがでしょうか。

○野村政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘ございましたように、三月三十一日、当時は子ども家庭局でございましたけれども、の方で、エホバの証人の関係者と面会をいたしました。その際、委員からも御指摘ございましたように、QアンドAの中身の周知でございますとか、あるいは、エホバの証人としても児童虐待というのは容認していないことなどなど、四点について検討していただくということの回答をいただいたところでございます。

この検討要請に対する回答でございますけれども、正直申し上げて、現時点ではまだ受け取ってはおりません。ですが、今後とも引き続き、その回答をいただくための必要なやり取りというのは続けているという状態でございます。

○山井委員 私も宗教には口を出したくありませんけれども、その宗教の教義によって子供の命が失われるという現実がある以上は、子供の命を守るというのは行政、国会、私たちの責務ですから、是非きっちり指導して、回答も早急に得ていただきたいと思います。

それで、このことに関して、また毎日新聞の報道に戻りますが、当時十五歳であった遙さん、十分な治療を輸血拒否によって受けられなかったせいで、手術ができなくて、結局、体に障害が残って、大変な御苦労、人生被害を受けておられます。なぜあのとき手術を受けさせてもらえなかったのか、今も悔やんでおられるわけであります。

そういう中で、この配付資料の十二ページにありますように、遙さんがどうおっしゃっておられるかということ、私は教団から離れましたが、本気で輸血拒否の教義を信じている子もいます、そこで加藤大臣にお願いなんです、国のルールで、何歳までは親の同意がなくても医療機関の判断で輸血すると決めてほしい、そのような法律を整備してほしいと。命の危険があるとき、親権停止するといっても、緊急時には間に合いませんということで、未成年の場合は、親がどう言おうが、医療、輸血を受けられるような法整備をしてほしいということをおっしゃっている。これは、遙さんだけじゃなくて、私は、多くのエホバの証人の二世、三世の方々からこの声を聞いております。

ハードルは高いと思いますが、やはりこういうことによって亡くなっている命があると分かって、加藤大臣もこういう医療ネグレクトは児童虐待だという判断をしてくださった以上は、検討会を立ち上げて、簡単なことだと私は思いませんよ、でも、子供の命をどうしたら救えるのか、こういう法整備について検討会を立ち上げて検討していただけないでしょうか。

○加藤国務大臣 児童に対する医療行為は、親権に関する民法の規定を前提として、親権者の同意を得て実施されることになっていますが、児童虐待が認められる場合には、児童福祉法の規定に基づき親権を制限することができる。それは先ほど、児童相談所長を活用するという方法であります。

こうした児童虐待への対応については、前の御質問の件と一緒に恐縮ですが、こども家庭庁に引き継がれておりますので、そうしたことも含めて、私ども厚労省としても、緊密に連携をしながら、必要に応じ協力をしていきたいと考えております。

○山井委員 これは本当にハードルの高い問題だとは思いますが、被害者、あるいは二世、三世の方々の願いは極めて当たり前で、シンプルなんですね。死にかかったときに、一般の方と同じ、一般の子供と同じ医療を受けさせてくれという、人間として最低限の、当たり前の願いであって、それが認められていない現状を何とかすることは、私たち立法府、そして行政の責務であると思っておりますので、是非検討していただきたいと思います。

続きまして、法務省にお伺いをしたいと思います。

私も、去年の秋以降、数十人の統一教会あるいはエホバの証人の二世、三世、あるいは被害者と言われる方々の話を直接会ってお聞きをしてみました、その中で、非常に深刻なのは、遙さん、十五歳、エホバの証人の方でありますけれども、この方、今はもう成人になっておられるわけなんですけれども。遙さんは、この配付資料にもありますように、読み上げますと、結局、手術もしてもらえない、疾患も放置されるだけじゃなくて、エホバの証人の教義と合わなかったということで、高校を卒業後、幼い頃から少しずつためた預金約六万円と数日分の着替えをバッグに詰めて家出をしました、もう戻りませんと書いた手紙を残しました、家にいることも、教団にも耐えられなかったのですと。

残念ながら、これはエホバの証人のみならず、統一教会の被害者の方々からも、家出を考えているという未成年

年の方などからの相談も私はお聞きしたことがあります。

ついては、その方々の切なる願いは何かというと、ここに書いてございますね、遥さんの言葉で、私のように家を出たいと思う二世の子供が頼れる相談機関やシェルターを整備してほしいと思います。これは多くの声です。ある意味で悲痛な叫びです。もう親を変えることができない以上は、身の危険を感じながらも家出するしかない、これは真つ当な社会とは言えないですね。行政がしっかり守らないために、意を決してお子さんたちが家出をせざるを得ない、これは何とかせねばなりません。

そこで、法務省さんに要望したいと思いますが、結局、法テラスという相談所を今やったださっておりますが、ここは、どっちかという、靈感商法とか献金への対応が中心なんですね。ついては、二世、三世の方々によると、やはり法テラスは宗教的虐待の相談にきっちり乗ってもらえるかどうか不安があると。もし詳しくない人が単純に親に話をし、親の元に戻せば、一歩間違えたらまた、残念ながら、虐待を受けて大変な悲痛な目に遭ってしまうリスクを抱えているから家出したいと思っているわけですからね。

そんなことをされたら怖いから、やはり、この方々からの、遥さんからの要望も、宗教的虐待専用の相談窓口、具体的には、法テラスとは違う新しい電話番号、新しいメールアドレス、新しいLINE相談。面会とまでは言いません、電話、LINE、メールで、少なくとも宗教的虐待に関する相談窓口を新たに設置してほしいというのがこの方々の願いですが、法務省、いかがでしょうか。

○竹内政府参考人 お答えいたします。

宗教が関わる虐待を含めまして、旧統一教会問題やこれと同種の問題でお困りの方々の被害救済を図ることは極めて重要であると認識をしております。

昨年十一月に設置をいたしました法テラスの靈感商法等対応ダイヤルでは、未成年者や若年者を含むお困りの方々からこうした問題に関する相談を受け付けまして、配置した弁護士や心理専門職等の専門的知見を活用しつつ、丁寧に聴取をした上で、適切な相談機関等を案内するなど、問題の総合的解決を図るために必要な対策を行っているところでございます。

委員御指摘のように、未成年者等の中には、様々な問題を抱えまして、誰にも相談できずにお困りの方が相当おられるのではないかと考えております。法テラスでは、こうした方々にも広く靈感商法等対応ダイヤルを御利用いただくため、引き続き積極的に周知広報を行っていくものと承知をしております。

法務省といたしましては、関係機関、団体等との緊密な連携の下、未成年者等に対する周知広報を徹底するとともに、包括的な支援体制の一層の強化を図るなどして、宗教が関わる虐待を含めまして、様々な問題を抱えてお困りの方々の被害実態を十分把握し、その実効的救済に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

○山井委員 現時点では、専用の相談窓口については前向きな答弁はございませんでしたけれども、更に周知徹底を図る、宗教的虐待についても相談に乗っているんだ、乗るんだということでしたけれども、では、確認をしたいと思います。

残念ながら、そうとは取られていないわけですから、改めて、法テラスは、未成年も含めて宗教的虐待の相談に乗ります、そして、今回のような家出を考えておられるような、こういう悩んでいる方々の宗教的虐待の相談にも乗りますということを知っていただけませんか。

○竹内政府参考人 お答えいたします。

これまでも、法テラスの方では、法務省と連携をいたしまして、インターネット広告ですとかYouTube広告、それからテレビ、ラジオ、新聞等の広告、ホームページやSNS等、様々な媒体を用いて未成年者の方や若年者に向けた周知広報を行ってきたところでありまして、これからも積極的にこうした広報を行ってまいりたいというふうに考えております。

○山井委員 今までは不十分だから被害者の方々が専用と言っているわけですから、今も宗教的虐待に対応するとおっしゃったわけですから、そのことが伝わっていないわけだから、新たに、宗教的虐待、未成年も若者も含めて、家出の相談も含めて、そういうのは対応しますということを知っていただけますか。

○竹内政府参考人 お答えいたします。

これまでも、靈感商法等対応ダイヤルにおきましては宗教二世、三世に関する相談も受け付けておりますとこ

るではございますが、委員御指摘のところもありましたので、どんな広報ができるかまた検討してまいりたいと考えております。

○山井委員 是非前向きに検討してください。齋藤大臣も、この問題は大変熱心に取り組んでくださっております。

次に、統一教会の問題について文化庁に質問をさせていただきます。

先日、合同結婚式も盛大に行われました。また、そんな中で献金集めも続いていると報道されております。さらに、一部報道では、解散請求を文化庁が断念したのではないかというような報道もありました。

そこで、ちょっと二問に分けてお聞きしますが、まず一問目、解散請求を、文化庁さんは統一教会について断念されたのでしょうか。

○小林政府参考人 お答え申し上げます。

報道については承知しておりますが、旧統一教会について、解散命令の請求を行わないことを決定したという事実はございません。宗教法人の解散命令の要件は宗教法人法に厳格に定められておりまして、この要件に該当するかどうかの判断に当たりましては、法人の活動に係る十分な実態把握と具体的な証拠の積み上げが不可欠と考えております。

そのため、これまで五回にわたる報告徴収、質問権の行使や、被害者の方々、全国弁連の情報提供を受けて収集した資料や情報を分析しているところでございます。

引き続き、丁寧な対応を着実に進めまして、その上で、法律にのっとり必要な措置を講じてまいります。

○山井委員 もちろん、解散請求というのは厳格な要件が当然あります。今その証拠、資料、書類集めを積み重ねておられるという文化庁さんの御努力には本当に私も敬意を表したいと思えます。

そういうふうな要件を満たす証拠書類が集まったら、速やかに解散請求をするということによろしいでしょうか。

○小林政府参考人 お答えいたします。

報告徴収、質問権の行使等による、先ほど申し上げましたような情報収集の結果としまして、解散命令を請求するに足る事実関係を把握した場合には、速やかに裁判所に対して解散命令を請求いたします。

○山井委員 時間が来ましたので終わらせていただきますが、本当に、大ちゃん事件から三十八年たっても、輸血拒否で亡くなっておられるお子さんがいる。かつ、それを医療現場も救いたいけれども救えない、下手なことをやると訴訟されて負けるリスクすらある。やはり、そういう意味では、医療現場で人の命を救いたいと頑張っておられる現場の方々を応援するのも、与野党を超えて、国会あるいは厚生労働省そしてこども家庭庁の責務ではないかと思えます。これからもこの要望はさせていただきたいと思えますので、よろしく願います。

ありがとうございました。